第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙三十　挿入］
第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙三十一　挿入］
第６号様式別表14記載要領
１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に併せて提出すること。
［２～４　略］
第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　略］
第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　略］
第６号の３様式記載要領
１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
［２～12　略］
第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　略］
第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　略］
第６号の３様式（その２）記載要領
１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
［２～12　略］
第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙三十二　挿入］
第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）
［様式　略］

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙三十九　挿入］
第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）
［様式　別紙三十一　挿入］
第６号様式別表14記載要領
１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に併せて提出すること。
［２～４　同左］
第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　同上］
第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　同上］
第６号の３様式記載要領
１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
［２～12　同左］
第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　同上］
第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第二条・第五条・第十条の二関係）
［様式　同上］
第６号の３様式（その２）記載要領
１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
［２～12　同左］
［新設］
第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）
［様式　同上］